



宮 崎 県 公 報

平成24年 8 月20日 (月曜日) 第 2413 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障害福祉課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の所在地の変更… (“) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関

頁

- 関 (精神通院医療) の所在地の変更…………… (障害福祉課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先
人不明について (4 件) …………… (自然環境課) 1
- 林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 3
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定…………… (会計課) 3
- 宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (“) 3
- 公 告
- 土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 3

告 示

宮崎県告示第 560号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
二葉薬局 加久藤	えびの市	薬局	平成24年 8 月 1 日

宮崎県告示第 561号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
社会医療法人 泉和会 千代田病院	日向市	日向市鶴町 2 丁目 9 番 20号	日向市日知 屋古田町88 番地	平成24年 7 月 1 日

宮崎県告示第 562号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
社会医療法人 泉和会 千代田病院	日向市	日向市鶴町 2 丁目 9 番 20号	日向市日知 屋古田町88 番地	平成24年 7 月 1 日

宮崎県告示第 563号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (平成24年宮崎県告示第 470号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容をえびの市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
えびの市役所

阿萬康雄、阿部春美、浦田里次、永田光子、奥松宗七、横山明子、下原文男、鎌田典子、宮崎中義、原口ハル、向江仁次郎、今別府月子、歳川直助、阪本博美、三山産業株式会社、山形直子、山本善通、酒匂紀文、小園タケマツ、小園武男、松形良正、松中和子、上脇長兵衛、西立野功、西立野哲男、赤塚俊子、川野彌榮、前原信雄、谷口喜文、谷口元次郎、竹内安子、中間太麓、中間從郎、中間真人、猪木育子、長倉與七郎、津貫行男、田村健、田村豊子、田代啓蔵、田代末信、二宮建二、二宮宗俊、馬場マンケサ、白坂洋子、片山美保子、木牟礼正、野田学、野田政明、領家伸行、竈門神社

- 2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 470号によること。

宮崎県告示第 564号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (平成24年宮崎県告示第 471号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が

不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を延岡市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

延岡市役所

阿部文蔵、伊藤照吉、伊野喜久義、伊野兼松、伊野今朝之助、伊野忠明、井上仙蔵、稲田甚助、宇藤藤吉、益田宇佐治、塩月安治、塩月嘉三郎、塩月幸太郎、塩月市助、塩月小市、塩月平右エ門、塩月末松、塩月彌四郎、塩月彌七、奥橋長三郎、岡田梅吉、岡田利三郎、岡田與市、荻原ヨシエ、河野ミチ子、河野みどり、河野伊佐雄、河野益治、河野幾治、河野吉次郎、河野勲二、河野健一、河野兼松、河野源市、河野源次郎、河野幸三郎、河野今朝太郎、河野佐平、河野作平、河野三次郎、河野守恵、河野宗右エ門、河野秀雄、河野秋治、河野重太郎、河野清、河野千代吉、河野長四郎、河野都亀男、河野道雄、河野奈良三郎、河野兵三郎、河野芳吉、河野房吉、河野紋次郎、河野友治、河野雄司、垣内愛蔵、垣内伊勢松、垣内久、垣内君平、垣内新造、垣内甚五郎、菅野與四郎、吉崎角市、吉田安平、吉田虎吉、吉田春吉、吉田与惣松、宮田音八、宮田佐平、宮田和代助、橋井ダイ、玉田忠助、桑原儀助、戸田守三、戸高ヌテ、戸高金作、戸高財蔵、戸高太平、戸高長市、戸高藤吉、戸高藤七、戸高眞市、戸高賤蔵、御手洗佐平、御手洗與市、御手洗與平、御手洗徳治郎、工藤為之助、工藤喜平、工藤久七、工藤近三郎、工藤源三郎、工藤今朝夫、工藤鹿蔵、工藤春男、工藤初治、工藤清太郎、工藤善平、工藤代吉、工藤長五郎、工藤寅市、江田和雄、江藤重男、甲斐リト、甲斐郁夫、甲斐久雄、甲斐近市、甲斐実平、甲斐実弥、甲斐春元、甲斐彦市、甲斐芳雄、甲斐茂吉、甲斐與四郎、荒井キヨ、荒井善吉、荒井與平、高橋梧一、高橋寅助、高橋万治郎、黒田鶴吉、黒田勇、今津嘉七、今津孫三郎、今津徳三郎、佐々木主馬松、佐々木寅市、佐藤一夫、佐藤政市、佐藤利助、坂田勘吉、坂本栄四郎、三原セイ、三原ダイ、三原栄松、三原源四郎、三原今朝吉、三原三造、三原代六、三原藤松、三原用助、三原六平、三好俊秀、三山宗治、三山伝衛、山下善造、山下八十平、山下房治、山田フウ、山田代松、山本伊次郎、山本岩吉、山本進、山本文七、山本與三郎、兒玉一、兒玉嘉吉、兒玉忠蔵、兒玉與一、兒山伝吉、兒島磯次郎、兒島時治、兒島七之助、兒島実、兒島淳、兒島助太郎、兒島理市、柴勘五郎、芝崎栄一、芝崎治六、小島半蔵、小野幸之助、小野甚九郎、小野善吉、小野十郎、小野友吉、小林吉之助、小林新三郎、松下喜平、松下善七、松原藤市、松田勘平、松田浅次郎、松本達平、植杉正栄、植杉代吉、植田近治、森一夫、森鹿蔵、森鹿造、森鹿蔵、森昭一、森清六、森朝夫、森下卯之吉、申田源四郎、申田弥市、申田力治、水田市太郎、水木久男、水木二太郎、水木留吉、水浪徳雄、菅野サワ、菅野善蔵、星川忠、盛田伊勢造、西井惣吉、西口勇松、西村角弥、西田弁平、西内儀十郎、西内民次郎、石川一寿、川口又吉、川崎新吉、川尻寅吉、川畑覚次郎、川畑覚二郎、川畑覚次郎、川畑覚二郎、川野スミエ、前田忠三郎、前田藤三郎、草野為吉、草野初治、草野新、草野國夫、草野為吉、多田郡治郎、太田與七郎、大森忠義、太平伊勢松、大門慶次郎、滝口増蔵、池田久平、中吉三三郎、中口嘉三治、中口新七、中西永蔵、中西久吉、中西五平、中西孫三郎、中西友三郎、中川雪治、中村儀八、

中村又治、中村和佐吉、中村傳治、中田宏、中田克躬、中田佐吉、中田千代蔵、中田弥太郎、中内角市、中内喜八、中内忠次郎、中野関蔵、中野茂太郎、猪股愛治、猪股希夫、猪股又一、猪股力、長瀬ヤス、長瀬市蔵、長瀬又三郎、長野義夫、長野種臣、長野政雄、坪井榮二、天野吾市、天野誠吉、田口精吉、田中ツノ、田中フ子、田中寿二、田中庄吉、田中庄六、田中清次郎、田中清之助、田中藤四郎、田中文四郎、渡部角治、渡部浅吉、渡部茂三郎、土佐田善三郎、土佐田傳七、東田定松、藤沢一雄、内田喜市、日高国光、日高浅吉、日高国光、日高浅吉、日高貞次郎、梅田一夫、梅田作治、梅田弥七、萩原清市、畑野勲、繁田ツル、繁田藤七、浜川茂作、福浦喜太郎、福原治郎吉、福原庄吉、福原寅吉、福島五一、福島定蔵、福島徳治、福良松三郎、平沢皆吉、片岡見記男、北林定助、北林類吉、牧野龍陽、堀口代吉、堀田新蔵、堀田定五郎、木下伊三治、木下音吉、木下宮治、木下政市、木下長八郎、木下彦三郎、木下由香理、木原ヒサヨ、木原音吉、木原源四郎、木原光行、木原光治、木原主馬松、木原萬里、門口徳、矢倉今朝造、矢倉文吉、矢野ツノ、柳田喜平、柳田忠平、鈴木マキ、浪越今朝治、兒玉伊助、兒玉健治、兒玉初五郎、兒玉友吉、兒玉萬治郎、兒島磯次郎、兒島時治、兒島七之助、兒島淳、兒島助太郎、兒島友記、兒島理市、兒島實、兒嶋房子、圖師満四郎、濱田東海雄、濱田孫治郎、高橋フキ、高橋金治、高橋源之助、高橋政市、高森高吉、高須岩吉、高須千吉

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 471号によること。

宮崎県告示第 565号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成24年宮崎県告示第 472号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を綾町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

綾町役場

江口光弥、松元忠雄、上村英輔、上村久子、谷山嘉兵衛、池田義秋、尾薮五兵衛、野口壽子、柳田捨義、鈴木徳太郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 472号によること。

宮崎県告示第 566号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知（平成24年宮崎県告示第 473号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を宮崎市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 8 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

宮崎市役所

安藤七郎、岩見和夫、岩崎兼一、岩崎源六、岩崎甚七、岩崎恭子、亀川久子、久富木春夫、久富木保、宮田市左エ門、古加江孝、後藤興市、児玉美代子、篠原和民、小窪重信、松元忠雄、仁田脇直男、前田安成、大谷幸助、日高政彦、日高孝子、野瀬トミ子

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 473号によること。

宮崎県告示第 567号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成24年 8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1288	宮城美佳 児湯郡川南町大字 平田2376番地2白 坂住宅1-216号	採取 ・精 選	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	宮城美佳 児湯郡川南町大字 平田2376番地2白 坂住宅1-216号
1289	林田尚幸 児湯郡川南町大字 川南 19647番地 6	採取 ・精 選	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	林田尚幸 児湯郡川南町大字 川南 19647番地 6

宮崎県告示第 568号

宮崎県収入証紙条例（昭和39年宮崎県条例第34号）第5条第1項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成24年 8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	指定年月日
都城市高城町穂満坊 7 72番地 都城ドライビ ングスクール内	株式会社都城ドライビ ングスクール	平成24年 8 月 6 日

宮崎県告示第 569号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成24年 8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売り さばきをする場所	指定を取り消した売り さばき人の名称	指定取り消し 年月日
西都市大字鹿野田8670 番地 3	株式会社代久	平成24年 7 月 27日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年 8月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	森 隆 二	三股町大字樺山4412番地10
理 事	有 村 三 郎	三股町大字蓼池 922番地 1
理 事	大河内 清 彦	三股町大字蓼池1029番地

--	--